

米子市防犯機能付電話機等購入補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、米子市防犯機能付電話機等購入補助金（以下「本補助金」という。）の交付に関し、米子市補助金等交付規則（平成17年米子市規則第46号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 高齢者等の配慮を要する消費者 本市に居住している者であって、次のいずれかに該当するものをいう。

ア 60歳以上の者

イ アに掲げる者のほか、障がいがある者、認知機能の低下が認められる者など、消費生活上特に配慮を要すると市長が認めた者

(2) 防犯機能付電話機 事前予告機能（電話の着信時に通話内容を録音することを自動で発信者に伝える機能をいう。）、通話録音機能及びナンバーディスプレイ機能を備えた電話機（子機を備えている場合は、子機についても同様の機能を有するものに限る。）をいう。

(3) テレビドアホン 室内から玄関の来訪者を確認することができるモニター機能及びモニター映像の録画機能を備えたドアホンをいう。

(交付目的)

第3条 本補助金は、高齢者等の配慮を要する消費者が居住する住宅に設置する防犯機能付電話機又はテレビドアホン（以下「防犯機能付電話機等」という。）の購入に要する費用について補助することにより、防犯機能付電話機等の設置を促進し、もって高齢者等の配慮を要する消費者に対する悪質な電話勧誘等を未然に防ぐとともに、特殊詐欺等の被害の発生防止に資することを目的として交付する。

(補助対象者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者は、高齢者等の配慮を要する消費者が属する世帯の世帯員とする。

(補助事業等)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、高齢者等の配慮を要する消費者が居住する住宅に設置する防犯機能付電話機等の購入とする。

2 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業の実施に要する経費とする。ただし、次に掲げる経費を除く。

- (1) 防犯機能付電話機等の設置及び配送に係る経費
- (2) 既に設置されている防犯機能付電話機等の更新又は増設に係る経費
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助事業の実施に要する経費として適当でないと市長が認めたもの

3 本補助金の交付を受けて購入することができる防犯機能付電話機等の個数は、1世帯につき、防犯機能付電話機及びテレビドアホンそれぞれ1台ずつとする。

（本補助金の額）

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（仕入控除税額（当該補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。）を除く。）に相当する額とする。ただし、防犯機能付電話機又はテレビドアホン1台の購入につきそれぞれ1万円を上限とする。

（交付申請）

第7条 本補助金の交付を受けようとする者は、補助事業に着手する前に、米子市防犯機能付電話機等購入補助金交付申請書（別記様式第1号）を市長に提出しなければならない。この場合において、本補助金の交付を受けようとする者は、市の窓口において自らの運転免許証その他の身分証明書を提示し、又は当該証明書の写しを提出することにより、市長の確認を受けるものとする。

2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 購入を予定する防犯機能付電話機等の機能が記載されているカタログ等の写し
- (2) 世帯員のうちに第2条第1号ア又はイに該当する者があることを確認することができる書類（その者に係る介護保険の被保険者証、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳又は診断書の写し、消費生活上特に配慮を要することに関する申立書等）
- (3) 賃貸住宅、共同住宅等にテレビドアホンを設置しようとする場合

には、その設置について当該住宅の所有者、管理者等の承諾を得ていることを確認することができる書類

(交付決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による本補助金の交付の申請（以下「交付申請」という。）があったときは、速やかに、その内容を審査するものとする。

2 市長は、前項の規定による審査の結果、当該交付申請の内容が適当であると認めるときは、当該交付申請をした者に対し、本補助金の交付の決定（以下「交付決定」という。）をするものとする。

3 市長は、交付決定をしたときは、当該交付決定に係る本補助金の交付申請をした者に対し、米子市防犯機能付電話機等購入補助金交付決定通知書（別記様式第2号）により、その旨を通知するものとする。

(承認を要しない変更)

第9条 本補助金の交付申請に係る米子市補助金等交付規則第11条第1項の市長の定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額を伴う変更

(2) 前号に掲げるもののほか、補助事業の内容に重大な影響を及ぼす変更

(完了の期限)

第10条 交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該交付決定があった日から起算して60日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の2月15日のいずれか早い日までに、当該交付決定に係る補助事業を完了しなければならない。

(実績報告)

第11条 交付決定者は、当該交付決定に係る補助事業を完了したときは、当該補助事業の完了の日から30日を経過する日又は当該交付決定があった日の属する年度の2月末日のいずれか早い日までに、米子市防犯機能付電話機等購入補助金実績報告書（別記様式第3号）に防犯機能付電話機等の購入に係る領収書の写しを添えて、これらを市長に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第12条 市長は、前条の規定による報告があったときは、当該報告により提出された書類により、速やかに、当該報告に係る補助事業の成果が本補助金の交付の目的及び交付決定の内容等に適合するものであ

るかどうかを審査し、適合すると認めるときは、当該交付決定者に交付すべき本補助金の額を確定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による審査の結果、交付決定の額を変更する必要があると認めるときは、当該交付決定の額を変更して本補助金の額を確定するものとする。この場合においては、当該交付決定者に対し、米子市防犯機能付電話機等購入補助金確定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（本補助金の支払及び請求）

第13条 本補助金は、交付決定者が補助事業を完了した後に支払うものとする。

- 2 交付決定者は、本補助金の支払の請求をしようとするときは、米子市防犯機能付電話機等購入補助金支払請求書（別記様式第5号）を市長に提出しなければならない。

（支払方法）

第14条 本補助金の支払は、交付決定者が指定する金融機関を通じ、その口座に振り込む方法により行うものとする。

（交付決定の取消し）

第15条 市長は、交付決定者が第10条に定める期限までに当該交付決定に係る補助事業を完了しないときは、当該交付決定を取り消すものとする。

（譲渡等の禁止）

第16条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて防犯機能付電話機等を購入した日の翌日から起算して5年を経過する日までの間、市長の承認を受けないで、当該防犯機能付電話機等を本補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

（調査への協力）

第17条 本補助金の交付を受けた者は、本補助金の交付を受けて購入した防犯機能付電話機等の使用の状況等について市長が調査を行う場合には、これに協力しなければならない。

（規定外事項）

第18条 この要綱に定めるもののほか、本補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月2日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。